

# 城東台学区コミュニティ協議会会則

## (名称及び事業所)

第1条 この協議会は、城東台学区コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）とい  
い、事務所を岡山市城東台西三丁目6番4号の岡山市城東台コミュニティハウス  
内に置く。

## (目的)

第2条 この協議会の目的は、城東台学区において、住民のコミュニケーションを活発  
に発展させ、文化・スポーツ活動の高揚、住民福祉の充実を目指す諸活動を推進  
し、健全で、生き生きとした街づくりを目指すこと、並びに岡山市城東台コミュ  
ニティハウスの管理運営を行う。

## (事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するためコミュニティ活動計画を定め、こ  
の計画に基づいて事業を行う。

## (組織)

第4条 この協議会は、城東台学区の各町内会並びに各種団体等をもって組織する。  
2 協議会組織の各町内会長並びに各種団体及び町内会が認めたグループの代表を  
会員とする。  
3 協議会の会員はコミュニティ活動推進委員(以下「委員」という)。

## (役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
事務局長	1名
事務局次長	若干名
常任委員	若干名
会計	2名
監事	2名

## (役員の選出及び任期)

第6条 会長、副会長、監事は委員より選出し、事務局長及び事務局次長、常任委員、  
会計は委員又は各町内会役員及び構成団体の役員より選出する。  
2 前項のほか委員の推薦により会長が選任する。  
3 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。  
4 任期中に欠員を生じた役員については、その役員が所属する組織及び団体から後任  
を選出することとし、その任期は前任者の残任任期とする。

## (役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。  
1 会長は会務を統轄し、この会を代表する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は施設の管理保全並びに会の事務全般を担当する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 常任委員は各種活動を推進する。
- 6 会計は会計事務を担当する。
- 7 監事は事務及び会計事務を監査し、その結果を総会で報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

- 第9条 総会は定期総会及び臨時総会とし、役員及び委員で構成する。
  - 2 定期総会は毎事業年度終了後に、臨時総会は必要あるとき会長が招集する。
  - 3 総会に付議する案件は事業計画、予算、事業報告、決算報告、役員の選出、その他重要事項とする。
  - 4 総会の議長は出席した委員のうちから選出する。

(役員会)

第10条 役員会は会長が招集する。

- 2 役員会は総会から付託された事項と本会の運営に関する事項を審議決定する。
- 3 役員会は本協議会のコミュニティ活動が円滑かつ積極的に行われるよう活動計画の策定をする。
- 4 役員会は、第3条の事業を実施するに当たり、各種団体等と連絡調整を図り、円滑な推進を図る。
- 5 役員会においては会長が議長となる。

(会議の成立と表決)

- 第11条 各会議は、各会議の構成員の過半数の出席で成立する。ただし、委任状によるものも出席者とみなす。
- 2 議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、指定管理料、助成金、利用料金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

第14条 協議会には、次の帳簿を常備する。

- (1) 役員名簿
- (2) 現金出納簿
- (3) 財産備品台帳
- (4) その他必要と認める書類

(内規)

第15条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等必要な事項及びコミュニティハウスの運営に関する事項、利用料金等については内規で定める。

附 則

この会則は、平成17年10月1日から施行する。